女性室広報誌

10号

2001・7

◆《特集》第5回「女性会議」報告
◆ 久留米会場における女性室公開講座〈報告〉
◆ 2000年度 第3回 京都 女性室公開講座〈報告〉
◆ 宗会常会報告 ◆コラム ◆本の紹介 ◆活動日誌・編集後記

《特集》第5回「女性会議」

男女両性で形づくる教団に向けて
―「東京都男女平等参画条例」に聞く―

2001年5月11日～12日　於：大谷婦人会館

女性会議ではこれまで、“男女両性で形づくる教団に向けて”を基本テーマに、男女平等に向けての国際的な取り組みや、国の「男女共同参画社会基本法」の背景にある願い・歴史・意義を学ぶ中で、「男女」「共同」「参画」という言葉の内実を確かめてきました。

その歩みを踏まえ、今、私たちの宗門でも、男女共同（平等）参画に向けて①何をすべきか（行動計画の策定）、②どのようにするのか（基本条例の立案）、③それはなぜなのか（宗門の女性に関する歴史的検証）について、さらに具体的に展開し、実現していかなければならないところにきています。

そのために、今回の第5回女性会議では、樋口恵子さん（東京家政大学教授）をお迎えし、樋口さんが中心的に関わられた国や東京都の「東京都男女平等参画条例」の、その策定に向けての取り組みについてお聞きすることになりました。そしてその具体的な歩みに学び、私たち自身の、男女共同（平等）参画ということについての基本理念を生み出し、確認し合い、それを私たち独自の言葉にまとめていく共同作業をめざしての開催となりました。

日　程

第１日目
　問題提起 １・２
　班別オリエンテーション
　講　義
第２日目
　班別会議
　全体会

問題提起 1

女性室スタッフ　見義悦子

◇聞くということ、聞こえるということ

教団は女性室設置という立ちあがりを見せましたが、女性の声がなかなか聞こえな

い。これほど切実な声が聞こえないのは、なぜだろう。今、あらためて声が聞こえる、聞くということがどんなときに成り立つのだろうかと思わされている。真宗の教えを聞く者にとって、その原点を親鸞と恵信尼の関係から確かめてみたい。

私にとって、夫が倒れるという状況を通して、『恵信尼消息』第三通の恵信尼の言葉―聖人は生死出ずべき道を生涯問い尋ねてこられた人である―ときっぱりと言い切っておられる言葉にすごさを感じた。親鸞が一人の女性と共に歩んでいきたいと態度決定したとき、恵信尼を男性に従属する女性という見方ではなく、ひとりの対等な関係を生きる女性として意識しつづけていかれたのではなかったか。だからこそ、恵信尼は親鸞の声が、願いが受けとめられた。そして、恵信尼も親鸞の立たれたところに立って現実を生きていかれたのであろう。越後と京に離れていても、確かに繋がっていたのである。

人と人との関係を生きるとき、対等でありたい、平等でありたいという願いに帰り続けていきたい。その視点に立った時、親鸞の次の言葉がもうひとつの意味を与えてくれる。

非僧非俗　［聖典p399］
弟子一人ももたずそうろう　［聖典p628］
聖人は御同朋・御同行とこそかしずきて候　［聖典p760］
いし・かわら・つぶてのごとくなるわれら　［聖典p553］

道俗は道にふたりあり、俗にふたりあり。道のふたりは、一には僧、二には比丘尼なり。

俗にふたり、一には仏法を信じ行ずる男なり、二には仏法を信じ行ずる女なり。
［聖典p525］

親鸞は、底辺までおりて、関係を生きようとしておられると感じる。ことに『尊号真像銘文』の中に、このように丁寧に僧と俗、男と女と表現しているところに、親鸞が女性を対等な関係を生きるものとして意識し続けておられたことが伺える。そういう姿勢の中から発せられる言葉が、門弟に届き、恵信尼にも届いたのではないか。ひとの声を聞く、聞こえるというとき、対等な関係でありたいという願いに立ち帰り続けるべきであると思う。（かなり意識的に）

今私たちは、教団を作り、今日まできたなかで、教学を誰が、どんな関係の中で、どんな言葉で語ってきたのか、再点検する必要があると思う。男性僧侶教団という組織を維持するための教学利用はあったはずであるから。「男である、女であるという前に、同朋という言葉があるではないか」と、度々言われてきた。しかし、それは違うと思う。親鸞は、同朋という言葉を使うとき、男である同朋、女である同朋、と、きちんと見ておられたはずである。しかし、私達は「同朋」という言葉を既に分かったものとして使ってきたのではなかったか。主となっている男性が女性を分かったものとして、内に囲い込むとき、女性は主体性を奪われてしまう。主体的になり得たとき、初めて浄土を願うという歩みが始まるはずである。女性の主体性を奪っていくような制度機構を持つ組織は、真の同朋教団を確立し得ない。「男女平等参画推進条例」（仮

称）を考えていくとき、この点を根底に確かめながら作っていかなければならないと痛感している。

問題提起 2

女性室スタッフ　本多祐徹

◇三つの課題

女性室は「男女両性で形づくる教団」をテーマに掲げこれまで活動を続けてきました。

その中からまず①何をすべきか（行動計画の策定）②どのようにするのか（基本条例の立案）③それはなぜなのか（宗門の女性に対する教学・教化・制度の歴史的検証）という三点を当面の課題として見出してきました。今回の女性会議ではその具体的作業に入りたいという思いがあります。

今日お招きした樋口恵子さんは、女性の問題を中心に様々なご活躍をなさっていますが、その一つに、東京都女性問題協議会において、昨年４月施行された「東京都男女平等参画基本条例」策定に会長というお立場でかかわってこられました。

今回は、その経緯や意味を学び、教団における男女共同参画の問題を明らかにしていきたいと考えています。

◇キーワードの抽出を

具体的には、東京都の「男女平等推進のための東京都行動計画」では①個の尊重②自己決定権③男女の対等な立場による参画と責任負担という三つのキーワードをもって目指すべき社会を表現し、実現に向けて①人権の尊重②女性のエンパワーメント③男女のパートナーシップの確立④ＮＧＯと行政のパートナーシップの形成という四つの基本理念を掲げてあります。これを教団に引き当てて考えた時、「男女両性で形づくる教団」とはどういう内容をもつのか、それを私たちの言葉で的確におさえるキーワードを今回の会議を通して見出していきたい。そのことが実現に向けての基本理念を明確化する作業となると考えます。

◇同朋社会と男女平等

私たちは「御同朋・御同行」という言葉を既に与えられており、『真宗大谷派宗憲』前文には「同朋社会の顕現」とうたわれています。

しかし、一方で性差別の克服・共同参画の問題は、まだまだ私たち一人ひとりのところで信心の課題とまでなりえていないのではないかということがあります。あらためて、男女という視点をもって「同朋社会」の概念を確かめなおす必要があると思います。

国の基本法は「男女共同参画社会」という表現であるのに対し、東京都の基本条例の名称には「男女平等参画」という表現をとっているところにどういう背景があるのか。また、宗教団体が男女共同参画の問題に関わることの社会的意味と、宗教のなしうることは何かという点についても樋口先生にお聞きしながら考えていきたいと思います。

講義

樋口恵子（ひぐちけいこ）さん

東京都出身／東京家政大学教授
女性と仕事の未来館館長
元東京都女性問題協議会会長

※著書に『対談　家族探究』『たった一度の女の人生』『女と男の老友学』『ワガママなバアサンになって楽しく生きる』など多数。

◇変革の時代に

日本はいま、第3の変革期といわれている。阪神淡路大震災をきっかけにNPO法、ボランティア法、特定非営利活動支援法。1999年、少女の売買春ポルノ禁止法、ストーカー禁止法。2000年4月には介護保険法、地方分権一括法。そしてまた今年になって配偶者等に対する暴力防止の法律ができた。1985年にできた男女雇用機会均等法は、14年後1999年、改正になり、セクシャルハラスメントの防止義務が加わった。

このように、20世紀の最後の10年には未来社会型あるいは市民社会型の個人の自立と政策決定への参画ということをキーワードとした21世紀市民参画型の法律制度が次々に作られてきた。

その意味で福祉の上でも生活重視の上でも未来への基礎を作った10年と認識している。

日本の第1の変革は明治維新であった。第2の変革は1945年日本の敗戦による終戦。そして、第3期が現在である。

第1と第2の変革期は暴力的な外圧と流血の惨事のために人は変わらざるをえなかった。いま、幸いにして流血の惨事はない。日本はいま、平和な中で、そして豊かさの中で自発的内発的に変わっていかなければならないから難しい。

女性の動きとしては、20世紀前半は婦人参政権運動などであった。後半は単なる地位の向上だけでなく、今までの運動、男性をモデルに追いつけ追い越せに対して、人間存在として性別役割分業の中の男性のあり方にも疑問を抱くうねりが出てきた。もちろん女性のあり方に関しても疑問を抱き、男女ともどもで作る新しい世界を築こうとする動きである。男性女性のあり方を変えて社会の新しい枠組みとしくみを外圧でも暴力でもなくグローバルスタンダードとして、人類共通のものとしての認識を深めながら作っていこうよというのがこの20世紀最後の四半世紀に確立した考え方であり、現在の男女共同参画に関する政策の流れのキーワードは“性別役割分担を変

えて男性女性がともにあらゆる分野に参画する社会を作ろう”です。

1979年に成立した「女子差別撤廃条約」の一番大きな特徴は労働だけではなく、ジェンダーを変えることである。

セックスというのは生物学的な男女差。ジェンダーというのは生物学的な男女差をもとにしながらその上に歴史的に重ねられた文化的社会的男女差をいう。最も典型的なものが性別役割分業で男は外で働き、女は家事育児老人介護をするというようなことである。

文化的社会的な問題をしっかりと打ち立てた「女子差別撤廃条約」は、いま世界のさまざまな動きの基本になっている。

◇ キーワードは対等なパートナーシップ

1995年第4回世界女性会議で採択した「北京行動綱領」を元にして日本は「男女共同参画2000年プラン」を作った。その目標の中に基本的法律を作るというのが入れられ、今の日本の基礎となっている法律は「男女共同参画社会基本法」である。

同時に国と地方自治体との関係も少しずつ変わり始め、2000年の４月１日には21世紀に向けて自己決定権と自己責任をということで機関委任事務を一応全廃して自治事務になった。そして「男女共同参画社会基本法」には女と男の対等なパートナーシップ、「地方分権一括法」は国と地方との対等なパートナーシップを、それから介護保険などさまざまな法律に盛り込まれているのは、官と民との対等なパートナーシップであり、いままさにキーワードは“対等なパートナーシップ”である。

今まで日本の近代、戦争に負けても変わらず基本的に存在していたのが官尊民卑、男尊女卑の体質であり、そのことになぞらえていえば国が上にあって地方がそれに支配従属の関係にある国尊地卑、この三つの背景が日本社会を支配してきたシステムであった。今これが男尊女卑が男女対等に、国と地方も、官と民も対等なパートナーシップに変わろうとしているのである。日本のこれからは男性ももちろん、女性が頑張らなければいけない。国の役割がいらないと言っているのでも、男は引っ込めと言っているのでもなく、男性と女性と一緒にやっていこうということであって、対等なパートナーシップを創ることが大事なのである。

◇男女共同参画社会基本法

私は東京都の会長という立場と、国の専門部会の委員であるという両方の立場を並行しながらやってきた。東京都は10年くらい前、鈴木知事時代に東京都女性財団ウイメンズプラザという女性センターを作った。そして、男女平等という言葉を守りつつ「男女が平等に参画する街東京プラン」というのを作り、条例を作るための協議依頼は青島知事から受けた。そうこうしている間に国の「男女共同参画社会基本法」ができた。

この基本法というのは驚くべきことばかり書いてあり、男女共同参画社会の実現をわが国21世紀を決定する最重要課題といい切っている。最重要課題の一つというの

ではない。第一条からあり、第三条には男女の人権の尊重。第四条、これは社会における制度だけでなく慣行までも、つまり慣習も男女平等に中立的になるように配慮せよということが盛り込まれている。私は相撲界の土俵の問題なんかも引っかかるだろうと思っている。例えば相撲界は伝統の世界だから男女差別があってもいいではないかというのに対しては、宗教法人でも同じことがいえるが、特別な私的な領域というならば、税制上の優遇を受けている法人格を返上するべきで、一営利企業として競争条理に立たされてやるなら女を土俵に上げなくても結構ともいえる。私は、女を裸にして相撲をとらせろといっているのではなく、しかるべき政府高官あるいは自治体高官が賞状を手渡す立場として土俵にのぼることを女性だからといって阻止してはならないといっているのである。第五条では、国や地方自治体はもちろん、民間の団体にもその方針決定が男女共同参画で行われなければならないということがうたわれている。それはここの宗門にも関わることだと思う。第六条は、日本の家庭生活に関わることで、禁止まではしていないが男と女の性別役割分業型の協力を否定している。

◇両立ライフの時代

「男女共同参画社会基本法」ができた時は、省庁改革があり、一府十二省となった時である。内閣府直属で四つ局ができ、その一つが男女共同参画局であった。今までは総理府の中の男女共同参画室だったのが、三段跳びか四段跳びで室から局になり、

人員も三倍に増えた。それから閣僚全員と11名の議員が入り、民間と省庁と半々で男女共同参画会議というのができ、ものすごく格の高いものになったのである。会議の下には「仕事と子育て両立支援専門調査会」というのができ、今までいろいろと少子化対策といってやっているが、これからは日本人の生活そのものを、“男は外で働き、女は家庭を守る”ではなくて、男も女も仕事と家庭を両立できる両立型社会に、個人の人生を両立ライフに切り替えなければいけないと考えられるようになった。ふと気がつけばアメリカもイギリスも北欧も両立型社会になっている。今起こっている児童虐待をはじめとする諸事件は、日本の分業型社会に適応できなくなっていることの表れでもある。

今度閣僚に５人も女性が入った。大きな変革の中で否応なくそういう時代になってきたのであるといえよう。

◇家族の問題として

長寿社会と女性の進出。それを家族の問題としても考えてほしい。仏教界がこうして男女共同参画についてお考えになってい

るということは、地域の中の家族の変化を敏感にお感じになっているんだと思う。長寿化というのは人口の構造的変化であると同時に家族の構造的変化である。もう一つの特徴が家族関係の長期化と変動。青年期のさまざまな問題を起こす時期の祖父母との関係、親離れの問題が大きく、子どもを自立させるということを親も祖父母も本当に真剣に考えなければならない。また、夫婦間においても、人生50年の時代でなく、結婚して50年60年といっしょにいるようになる。そして、今起こってきているのは、総長男長女社会。私たちが生まれた頃は、親２人に子は５・６人というピラミッド型人口構成の中で明治民法型家制度はかろうじて成り立っていた。江戸時代は3,300万の人口がずっと変わらず、明治民法が成立した頃産めよ増やせよでピラミッド型が成立した。

ところが今、40歳から下の人の圧倒的多数は長男か長女である。我が家を捨てて嫁に、婿にという人的資源は枯渇している。長男長女社会、それが日本の結婚を減少させているひとつの理由といえる。門徒さんの中でもとまどっている人がいると思う。「こちらは浄土真宗。あっちは仏様が違うし、だいたいお墓はどうするの」などと。

夫婦選択別姓制というのは家族を壊すことでも何でもなくて、男女が対等に結婚するための一つの方法であり、みんな別姓にしろといっているわけではない。これからは、夫の親も妻の親も同じように大切にしていくというのが結婚のモラルにならなければ結婚できない。旧来の家制度というのが人口論的に、もう成り立たなくなったのが長寿化・少子化であり、今後の一夫一婦の社会ということである。

◇新しい地域社会の創造

時代の変化という家族の変動から出てくるのは、個の確立・個の自立を基にした新しい共同体、地域社会の創造であるといえる。介護保険制度というのはその一つの手段にすぎない。男女夫婦が助け合いながら親も看るし子どもも育てていく、地域みんなで子育てをする社会を創ることが望まれる。

寺が、新しい個の自立・個の選択ということを基礎にした新しい地域社会の創造の核としてどうなれるかが、私の問いたいところである。

男女共同参画ということの基礎にはこういう背景があるのであって、男女共同参画よりほかにないのである。

◇共同と平等

共同参画という言葉は、最初はかなりの気兼ねがあって作った。男女平等と言っただけで拒絶反応を示すような、“平等アレルギー”を未然に防ぐためのものであった。

東京都は80年代から単なる参加ではなくて参画しなくてはならないと言い出した。そのうちにこれはいい言葉だというので国が男女共同参画という言葉を取り入れ始めた。その頃から世界の運動では、女性が方針決定に参画しなければということが非常に重要な柱になってきていた。

共同参画だろうと平等参画だろうと私は

どちらでもよかった。東京都は平等と言い続けてきた。女性たちの運動が妥協的な言葉をより積極的な意味に変えてしまったわけである。審議している間に共同参画という言葉も悪くなくなったのである。英語で言えば同じEqualityであるから。

◇人類の声

東京都が今直面している大問題として、先に述べた鈴木知事時代に作られた東京都女性財団ウイメンズプラザを潰そうということがある。これもひとつの何か男女共同参画を進めたくない非常に保守的な勢力の表れであると見ている。そういう人たちがいるということが本当によく読めたのは介護保険導入前においてであった。介護保険をつくりたくない人たちがいた。最後に現れたのは、施行６ヵ月を前にして「親が倒れたら介護保険というのは日本の家族介護の美風に反する」という美風発言であった。これは、介護保険の根幹を揺るがすことであった。日本の家制度にまつわるモラルというものが日本人のDNAの中に深く染み込んでいるのである。だけど政策責任者は、自分の好みの美学や理念で政策を立ててはいけない。変化をしっかり見つめる勇気をもって変化という事実・証拠に基づいた政策を立てなければいけない。

変化というものを正確に見つめ、今まであるものに対する執着や、そうした人の心の迷いや弱さや揺れ動きというものをあたたかく受け止めながら、しかしそれはあなた一人の迷いではないということをきちんと告げて、安心立命の境地にもっていけるような地域を作っていくことが、これからの宗教家の、特に地域に密着し、また家族関係に密着したところにある寺の役割ではないか、と私は思っている。

男女共同参画というのは、日本社会のこういう構造変化の中で男も女もより良く生きることのできる社会を作るためのものである。男と女はセックスの違いはあるが、ベートーベンの第九の合唱を思い出してほしい。男女がそれぞれ磨き上げた声をあげることによってあの大幅な、あの器楽に対抗しうる混声合唱になっている。女だけでも男だけでも第九は成り立たない。あれが人類の声である。今までは男類の声だったのである。

樋口さんからのエール（講義より）

私の父方の実家が名古屋の真宗大谷派の寺院でもあり、その教団でも男女共同参画の行動計画あるいは、条例・綱領のようなものをお作りになる気運であるとお聞きし、そういうものができればすごくいいなあと思います。

※ 本文は、樋口さんの講義を女性室でまとめた聞き書きです。
（文責は女性室にあります。）

第5回女性会議

全体会

日程二日目にもたれた全体会では、まず班別会議で話されたことが報告されました。各班では、一人ひとりから自己紹介を含めて、日頃の実生活をとおしての思いや宗門の課題について話が出ました。

「現実生活の中にある女性差別の実態は、その根が深く、意識改革を待っていたのでは間に合わない」「“人間だからいつか通じる”は妄想だと思えるほど事実は厳しいが、しかし言いつづけることが必要」「現に幸せだと思っている女性に“差別されているのよ”と言ってもなかなか伝わらない」「門徒の女性は聞法と奉仕のみが言われる」など、現実にかかわることの苦悩。「“男性に追いつく”という発想から“女性自身がどういう人間関係を持ちたいのかが問われている”問題として捉え直す」「数を増やし、喧嘩（意見を出し、聞き、共に考える）をしよう」などの積極策。

また、宗門の課題の内、女性を議会に送り込むのが困難な現選挙制度について「“クオーター制”“全国区制”など、内局の強い指導のもとで改革を実現すべき」。あるいは「宗門の委員会や審議会の委員の選出基準がすでに女性の参画しにくい仕組みになっている」という指摘。

さらに基本法制定に向けて「女性に固定化した“坊守”を残したままで男女共同参画条例を作っていいのか」「“浄土真宗”に立って条例を考えるべき」などの意見が出されました。また女性室の位置づけについて「共同参画を力強く推進するために総長直属の部署に」、女性会議について「部長職などの参加を」「各教区から１名参加の強制も必要か」などの意見も活発に交わされました。

教団の外に置かれているのは、坊守・女性だけでなく男性有教師以外は組織外という教団実態があり、その永年の慣習的な意識が、一人ひとりに問題を意識させないようにしてきている。一つの試みとして基本条例策定を行ってみるのは、今だに問題点の一つ一つが明確になっていない方々にも働きかけを広げていく上でも意味あるのでは。

基本条例や理念を作っていくことは、とても良いことだとは思いますが、それが空洞化しないことを願います。

すぐに結果が望めるほど簡単な問題ではなく、打ってもひびかない歴史をかかえた男性社会を相手にしての歩みの厳しさでありますが、ともに力を合わせてとはいいながら、他をアテにすることなく、共に力をつけながら位置を獲得していく方法は…。

第5回 女性会議
参加者の声
―レポートから―

少子化を問題としているにもかかわらず、日本はまだまだ保育の対応が充分でなく、働く意欲のある女性たちは子供をかかえて右往左往するのみです。女性会議も「保育しますよ」という形にすればもっと若い子育て中の坊守さんたちの意見も聞かれるのではと思います。

女性会議の案内をいただいて、法律の資料等むつかしそうだなあーという思いで少し迷いましたが、声をかけていただいたという一点で参加させていただきました。問題の出発点がどこなのか。性差別に声をあげている人とぼんやりしている自分。具体的に私が女性でありながら自分でも問題がはっきりしてない気がします。でもなんとなく自分の方向が見えた気がしました。

多くの男性の参加を切望。具体的に何をどうしようとしたいのかを出し合って、それに向けての方法論、手だてとしての条例作りになればと要望したい。

女性会議の呼びかけ方法の一考をお願いします。特定の人たちだけの集まりであり、会議であると見られがち…各教区からの一定数の人の参加者また、あらゆる組織・部署からの参加を望みます。

門徒女性も参加されており、彼女たちの発言から寺族のありようが問われました。寺族と門徒の関係のかけはなれた意識を、今一度同朋意識の確認をしなければと思いました。講演には、生きる『力』をいただきました。
強く願いますことは、真宗女性門徒の信仰の解放運動となりますように（坊守、女性門徒）、単に権利獲得のみの運動に終わらせたくありません。

さまざまな意見を持った人が集まって、しっかり自分の意見を述べる。そして同じ時代を生きる人間同士として考えていく、そんな会議がどんどん開かれていくことって大切なことだと思います。

「参画」は参加ではありません。 計画・決定の場に男女で「参画」ということで、被選挙権の問題は重要問題です。

女性室公開講座 **報告**

2001年4月26日開催
於：久留米教務所

久留米会場における公開講座

男であること　女であること
—何を得　何を失ってきたのだろう—

私たちは世間の常識のおかしさを感じながら、実は世間の常識が大好きなのかもしれない。　男であること、女であること、そのことで求められる役割を演じながら、何を得、何を失ってきたのだろう。
いま、立ちどまることなく、このまま未来へ手渡していくのだろうか。

●園田久子さん（福岡市立箱崎中学校教諭・九州産業大学非常勤講師）
●宮城　顕さん（九州大谷短期大学名誉教授）

今年度から、より広く多くの人たちと課題を共有するために、京都以外の地域でも開催することになりました公開講座『女たちと男たちの寄り合い談議』。その、昨年12月の仙台・東北別院会場に続く第２回目が、久留米教務所を会場に開かれました。

久留米教区には性差別の問題に取り組むため、現在、「男なり女なり準備委員会」が設置されています。今回の公開講座は、前回の仙台教区の女性小委員会と同様に、女性室と「男なり女なり準備委員会」との協力で実現できたものです。

開催に向けて、事前に、女性室スタッフと委員会の委員の皆さんとの間で数回の打ち合わせが重ねられました。今この教区で公開講座を開くにあたって、どういう形で、どういう内容にすればいいのか。地元の委員会の皆さんの意見と要望を充分に反映したものにすることを基本姿勢にして取り組んできました。最終的には、「男であること女であること　—何を得　何を失ってきたのだろう—」をテーマに、講師に園田久子さんと宮城　顕さんをお迎えし、お二人からの発題とパネルディスカッションという形で開催することになりました。

当日は久留米教区のみならず、日豊・熊本教区などからの参加や、また男性の参加も多く見られ、参加者は約百人を数えました。

「男なり女なり準備委員会」では、今回の公開講座開催を教区への働きかけの機縁として大切にし、真宗の名告りのもとで性差別を克服していく道を模索するため、2001年度には正規の委員会として立ち上げることをめざしています。

講　義　園田　久子さん

福岡市立箱崎中学校教諭
九州産業大学非常勤講師

★私は田川郡添田町英彦（ひこ）山村という山の中で育った。18歳で博多に出てから、全国水平社の書記局長をしていた井本麟之というおじいちゃんがいる部落との関わりが30年程ある。そんな中で自分の生涯をかけたいと思っているのは、女性の問題、男と女の問題。今、中学の教師をしているが、学校の中でも混合名簿を作るのにすさまじい抵抗と反対があった。性の問題は自分自身が対象で、女性であることを縛っていき、解き放たれない現実がある。

★20代の頃、森崎和江さんに出会って、そのとき40代の森崎さんの“匂やかさ”には衝撃を受けた。その頃読んだ『第三の性』という森崎さんの本が自分のバイブルになっている。女たちの差別は「非所有の所有」だと、女性が自分を一つの対象、客体にしてみると「非所有の所有」になる。女性の長い歴史の意識状況を掘り下げてみると、制度はもちろん自分たちの意識や感覚に見合う外界はほとんど無い。無いということが「非所有の所有」であって、有るように頑張ることや獲得していくのが女性参画であって、外界の論理や制度を少しずつ崩し食い破っていくというふうに女性解放、女性参画がある。森崎さんの本の中に女の人が自分を解き放つのは「氷山に爪のない獣が出会ったようなもので、氷山にどう登るかはゼロかマイナスから始めなければならない。」といっている。

★100年前、明治以降の日本の国の歩みを年表レベルでいえば、平塚らいてうと与謝野晶子がその時代、女性参画や女性も人であるという女性解放運動をやっていくが方向が異なってくる。平塚は新しい女として生き、良妻賢母思想、つまり女は内、男は外と男女役割分業を要求していく。それに対して与謝野は、本当の母性保護のためには女性の経済的自立が前提で、自労自活、自分で生きるということをふまえ、出産や子育ては男女相互の責任といっていく。母性保護を国家に寄生してはいけないと。日本で初めて私学の男女共学の学校を作った人でもある。国が戦争へ向かう頃には、性病（花柳病）でない男と女に健全な子どもを産ませるという形で母性を保護していく。男と女の問題は個であるのに膨大な幅と深さと長さがあり、何を取り、何を失っているのかを見定めていくのは難しい。「非所有の所有」は「被所有の所有」という被害者意識と背中合わせで、それを私有してしまい、真っ直ぐに立ち続けることは至難の技である。

講　義　宮城　顕さん

九州大谷短期大学名誉教授

★男、女であるという問題は、私の世代では当り前の事として問い直すことはなく、そこに人間の問題して問う感覚を持ち合わせて来ていなかった。軍事訓練で男らしさを叩き込まれ、自分や家族の事を考える事は“女々”しい。人から“女々”しいといわれるほど深い恥辱はないと育てられた。

★私たちが男か女かとして生きておるということは、常に人間の事実を男として生き、女として生きているのであり超えらないのです。だからこそ私たちは男と女としての関わりにおいて人間を尋ね、人間を問うていかなければならない。関わりにおいて初めてお互いに男になり、女になるという事でないのか。

★たとえ向かい合っていても尋ね合わない。向かい合うとは、相手から尋ねられるということ。しかし、私自身が男として、自分を相手に受け入れさせるかという方向にはまっていき、尋ね合うという関係を持たなかった。尋ね合うという感覚を失う時、必ず自分の物差しで相手を決めつけ、差別の意識のないままに、深く差別していたと思い知らされている。

★問題は平等であろうと志する、限りなく意志するということでしか生きられないんでないか。それはもう平等と思った時、また自分が平等に生きておると思った時、もう崩れていくものであると。平等であろうとする意志、もうそこに一つの固定した見方というものが始まっていくんでないか。平等とは人間の本来の在り方。人間として生まれ出る。そこに優劣、価値の上下づけはなかったはず。だから平等な世界を開いていく事が問われる。

しかし、その為には何が本来の在り方を失わせて来たのか、自分の中にその事を問う歩みが必要といえる。

★本来の在り方を歪めてきた根本に邪見と憍慢の問題。人間のエゴとコンプレックスです。悪衆生とは人間であることを失わせ歪めていく。人間として嫌悪をすべき在り方へと落とし込んでいくものとして、邪見憍慢ということを親鸞は押さえている。邪見憍慢から解き放たれるとは逆説的な言い方だが、ついに邪見憍慢が解き放たれないということを本当に思い知らされ、その事を常に自分に深く悲しまされる。そういう事としてしか開かれないのではないかと思う。

パネルディスカッション

園田　久子さん・宮城　　顕さん

コーディネーター　見義　悦子（女性室スタッフ）

園田先生、宮城先生がそれぞれに話をされ、それをうけた形でパネルディスカッションが行われた。見義スタッフが司会を務め、１時間の短い間では語り尽くせなかったようでした。

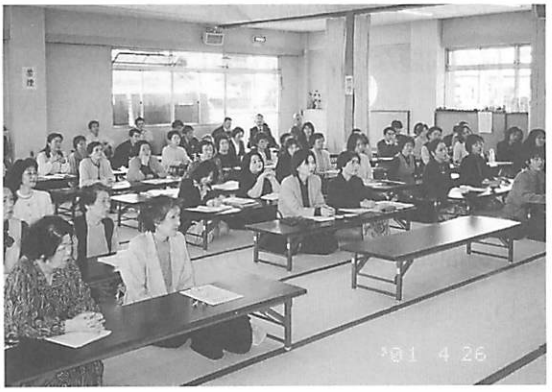

園田先生から近代国家になって戦争体制に入っていこうという動きと女性解放といっていた女性たちの参画、女権の獲得という質とが時代と重なり合って、いくら解放と勇ましくいっても内容的な主張の質が本当の意味で人間的なものでなければ絡めとられていく。女という人間、男という人間をいつも見据えていかなければ見失ってしまう。“共に”という事が成り立つのは自己を相対化し続けることでなければ繋がったり開いたりできないのではないか。しかしそれを絶対化した瞬間、“共に”ということは難しくなる。その後、宮城先生が人間の人間を問うという視点で捉える時には、男と女というその関わりを生きていくということを離れては開かれてこないのではないか、男と女が向かい合い、問いあうことにおいて初めて人間にかえる、共に人間の事実に戻されていくということ。何か一つの方向があるとすれば問題を共有することしか具体的にはない。男としての人間を生きていく、女としての人間を生きていく、そこで共通しあう問い。一口でいえば、人間て何だ。それぞれの男としての女としての在り方を尽くしていくことが急務と話された。

見義さんからの質問、「非所有の所有」をもう少し詳しくということで、園田先生がより具体的に説明された。男社会の中で女性は私有を所有していない。私有からも排除される。私有感覚を所有していない、させられていないということを非所有の所有という。しかし、何がしかを所有したいとなるとそれを女性解放と呼ぶのでしょうが、開かれていくことを限りなく意志し続けることは、“ねばならない”という形で頑張っていく。“ねばならない”をどう食い破り解体することができるかが先生の課題といわれた。

会場から宮城先生へ「平等とは」という質問があり、あくまで我々が平等をなくしているのであって平等な世界を失わせてきている。平等に生きることがそのまま自分の常に排他的な差別的な在り方を限りなく知らされ続けていくといわれた。

いつまでも思いの残る公開講座でした。

（久留米教務所）

アンケートより

公開講座にご参加いただいた方々に、講座に対する感想・ご意見・ご要望と、女性問題について日頃感じておられることをアンケートでお聞きいたしました。

●男は何も分かっていないということを、よく女性の方々から聞くことが多く、女性だけが差別の対象のように言われる方が多い気がし、ただ反発だけの問題のように聞こえるので、何が問題なのかをお互いに学びあいたい。

（30代男）

●男子には関係ないように思っていますが、両性の問題であり、多くの男性に参加を願いたい。（50代男）

●お二人の先生のお話を聞きながら、これからは男として、女として人間を問うというのでは開かれてこないのではないかという宮城先生のお話が印象に残りました。もっと、相手を人間として認めあう一人の人間としての視点が大事なのではないかと思います。

（50代女）

●以前、仕事についている時、同じ部所で何かのミスが見つかりました。上から３番目位の人が、女性がいる前で、「女の子のミスにしとけばいいじゃないですか」と１番上の上

司に話しているのです。「女の子」とは、私ともう１人の２人のことでした。はっきり言いたくても言えず、とてもイヤな思いをしたことをおぼえています。他には、「コピーしてきて」と、自分はヒマでも女子は召し使いのようで見下げられている性に対してすごく反感をおぼえています。（30代女）

●今までの固定観念を持った人々を変えていくということは、長い道のりだと思われる。若い者と今まで積み重ねてきた年配の方と向かい合うことができるであろうか。

（30代女）

●性の問題は、私にとっては常識を問いかえすことになるのだと感じている。恐ろしいというのが本音かな？（40代男）

●日常生活はもちろん、「男性」が「女性問題」は「女性」の問題だから…と、性のことを無関係のように感じている事、教学と関係ないと思っているようで悲しく感じてました。（30代女）

●新しい視点に気づかされたような気がします。時代社会の中で形成されている差別的な思考がまったく問題になっていません。私もすぐに子どもたちに「男らしく、女らしく」と言ってしまいます。この「らしく」「男・女」を深く問題にしていきたい。

（30代男）

●男女の見解について、公の問題、個人の問題と多方面がある。いろんな場面でもっともっと語り合いたいと思った。女性問題として語られるようになってきたが、昔の人もその時代の中で、表にはあらわれなくても、平等ということについて心の中では、きちんと根づいているものがあったかどうか知りたい。

（30代女）

●園田先生・宮城先生という異色のとりあわせに、女性室の企画ならではと思った。

（30代女）

●「寺族」ということが気になります。家族という用語と決定的に異なるものです。私たちのもつ「寺族性」を問うていく縁に女性室がなってください。（60代女）

●地方での公開講座はとてもよいことだと思います。（参加者の広がりがみえますでしょ）講師の組合わせも教学の立場の宮城先生と、現場の立場の園田先生とでとても興味深いものでした。理不尽なことばかり気になる日常ですが、そういう社会で色々な法律や施策が講じられていることを、きちんと咀嚼する力が無いことも改めて悲痛しています。

（50代女）

●お互いに尊敬し合うこと、尊敬出来る面を持っているし、見つけ出すことも大事だと思います。女性問題については、大正生まれの方に、女のくせにとか言われたり、公民館の総会などで一人前に発言できない時に感じます。（50代女）

公開講座を終えて

久留米教区男なり女なり準備委員会委員長
草　野　龍　子

男であること　女であること－何を得、何を失ってきたのだろう－ このテーマで久留米教区では、園田久子先生、宮城　顎先生をお迎えし、公開講座を行いました。果たして何人ぐらいの方が来てくださるだろうかと、半ば不安でしたが、他教区からもご参加いただき、100人を超える会場で盛会裏の内に幕を閉じました。

公開講座を久留米で引き受けるにあたり、まだ準備委員会なのですが、７人の委員と女性室から何度も足を運んでいただき、講座の内容、文章作り、講師選定まで全て意見を出し合い決めていきました。久留米のスタッフのところでは地方色が出せるといいなという願いがありました。この「男なり女なり準備委員会」を今後、教区においてどんな形で存続していけるのか、という課題があったからです。坊守制度のことが問題になっていた頃から独自でアンケートを取り、女性の声を届ける場がほしいという声が多く上がっていました。その時のメンバーが残り、一体何が問題なのかということをたび重ね語り合い、寺と門徒、男と女がそれぞれの関わりから、真宗寺院の存立の意義を確認する場として教区で継続的に共有していきたいという考えに及びました。そのためにも講師には、園田先生、宮城先生が必然でした。今、男女共同参画という国内外の今日的課題のうながしの中で、根源的に何を求めようとしているのか、男であること女であることのもどかしさを、どこで確認していけばいいのか。それらのことを皆で聞いていける場作りになったと確信しています。園田先生流の女であることのこだわり。非所有の所有として生きている女性観。宮城先生からは男と女というものが向かい合い、問いあおうとするということにおいて初めて人間にかえる。男として人間にかえる、女として人間にかえる。ともに人間の事実に戻されていくということをお聞きしました。男と女が向かい合えない現実にあって、何よりもまず男と女が教法の前に身をすえ続けることが大事であるということを教えられたことでした。たまたまの性であるのに、そのことが生きるその場、その時に大きく影響していき、実体化していること。その現実に真向かいになり、たずね続けていきたい。「山の動く日来る」そんな思いがした公開講座でした。

女性室公開講座　**報告**

女たちと男たちの寄り合い談義

パート4

女たちの　現代（いま）

第3回

「社会のしくみと私」

《お話》　加納実紀代さん
（女性史研究家）
2001.3.29　大谷婦人会館

講義より

●現代に生きる私たちは「社会」と「私」を切り離して考えがちである。しかし、例えばフィリピン、東欧各国の人たちはいまでも社会の変化に関わったという誇りを持っている。こんな時代に自分たちが「個人」として歴史を変える主体なんだという思いを持ち、それぞれが積極的に関わる自信を持つことが大切である。

●今まで私たちが築いてきた近代国家は崩壊の危機にある。環境問題や統合する経済によって国家という枠組が機能しなくなってきている。現代の家族は近代化という目標に適応するよう形成されてきた。

●明治維新以降、日本は産業化と富国強兵という目標の下、女性の役割が軽視される傾向にある。例えば産業化はこれまで家庭内で行われていた生産活動が工場など家庭外に移行した。それまで女性の役割だった縫い物が繊維工場で生産される世になった。また国防の重要性は「お国」のために命を捨てる男をより重視するようになった。

●ところがこうした近代国家に合わせて作られてきた家族形態も機能しなくなっている。さまざまな形で家庭内の暴力が表面化するようになっている。夫が妻に力の暴力を振るい、母親が子供を虐待するのがこの例と言える。

●しかし同時に女性がこの社会のあり方を変える主役となりうることも事実である。実際、イギリス人女性アンジー・ゼルターさんは核兵器の廃絶を訴える運動として原子力潜水艦の研究施設を金槌一本で破壊し、この後犯罪者として捕らえられるも地元裁判所から無罪判決を受けた。このゼルターさんの例は一女性が深刻な社会問題を解決する主役となることを示している。またこれからもありつづける可能性を持っている。

●私たちは社会の「外」にいる存在ではなく、「内」の存在として積極的にかかわって行けば、地球温暖化などの環境問題や国家間の平和を脅かす国際問題などを解決する可能性を持っている市民であるという認識を忘れてはならない。

アンケートより

社会と私という関係よりも社会の中の私という姿勢に共感を覚えますが、反面その「私」というものが、すでに近代的教育を受けた自我意識でないか、仏法では「無我」というがそのへんの関わりをこちら側から提起していけたらと思います。　（20代男）

■ 宗会（常会）開催 ■
第38回宗議会・第36回参議会報告

宗会が召集され、宗議会は5月31日から6月12日までの13日間、参議会は8日から13日までの6日間にわたって開催された。木越樹宗務総長は所信表明演説で、宗務の重要な課題における基本的な方針を表明しました。

また、女性会議においても関心の高かった宗議会等の選挙制度の改革についても、宗門における同朋の公議公論のあり方としてその方向性が示されました。

2001年6月の宗会における
宗務総長演説（抜粋）

◆昨年の宗会において申し上げましたように、同朋社会の顕現という宗門存立の本義をいかに展開し得るのか。そのことを中心課題に据えながら、宗門として取り組むべき事業、施策についての諸課題を取り上げ、抜本的な見直しに取りかかってまいりました。そして、これまで進められてきた真宗同朋会運動の内実と、宗門のこれからの歩むべき方向について、諸機関での検討を重ねてまいりました。

そうしたなかで、宗門におけるさまざまな事業、施策においては、そこに教学と教化ということが、本当に生きてはたらいているのかどうか、そのことに尽きるという思いを深くいたしたのであります。言葉をかえて申し上げれば、真宗同朋会運動が、宗門のいのちとなって生きてはたらいていると言えるのか、今日まさにそのこと一つが問われていると言ってもよいと思うのであります。

宗祖親鸞聖人がいま、時を超えて現にましますがごとく、この現代社会の苦悩を背負って説きつづけておられるその教えを、私どもは今、果たして自らの上に、自らのいのちの問題として真剣に聞き取ろうとしているのかどうか、そのことが問われていると思うのであります。

私どもをとりまくさまざまな出来事、事件を目の当たりにいたしますとき、生きていくこと、老いていくこと、また病み、死んでいくこと、その「生老病死」がいよいよ苦をともなって露わになってきたのが今日の時代であります。

しかしこの苦悩の現実にあってなお、人びとが出会いつづけていくことのできる世界を、聖人は『教行信証』の跋文に「前に生まれん者は後を導き、後に生まれん者は前を訪え、連続無窮にして、願わくは休止せざらしめんと欲す。無辺の生死海をつくさんがためのゆえなり」という、志願に生きる道として表現されております。

これから取り組むべき事業、施策のすべてにおいては、私どもは、宗祖聖人の教えに真向かいとなり、自信教人信の誠をつくす歩みとして展開しなければならないと思うことであります。

◆ 同朋の公議公論のありかたについて

宗門の重要課題としてさまざまな角度から論議が深まりを見せております宗門における同朋公議のあり方、すなわち宗議会をはじめとする選挙制度の改革、さらには、女性の宗政参加の実現と男女共同参画による、同朋教団の形成に向けた取り組みについて申し上げます。

宗祖親鸞聖人の顕かにされた教法を中心とするわが大谷派なる宗門の運営の根幹は、宗憲前文に示された同朋公議にあることは論を俟たないことでありますが、宗門各方面でそのことをより内実化させるために、たゆまざる努力がつづけられているところであります。

その一環として、宗議会の選挙制度、女性の宗政参加、男女共同参画等の課題について、ここ数年来、具体的な内容をもって論議が進められてきたわけでありますが、これは、宗門のさらなる活性化に向けた、極めて重要な取り組みであると受けとめております。

特に今年度には、同朋の公議公論のあるべきあり方に関して、宗議会議員の選挙制度はもとより教区・組における選挙制度のあり方、さらには男女共同参画の課題をも含め、宗門運営の将来展望を確立するための総合的な論議の場として「宗議会等の選挙制度に関する検討委員会」が議員提案により設置され、本年3月末に「報告書」を提出いただき、宗門の最高議決機関の一翼を担う宗議会議員の被選挙資格を拡大する改革の方途と、そのことに伴う課題を中心に、一定の方向性を示していただきました。委員各位のご尽力に対しまして、あらためて謝意を申し上げるところであります。

しかしながら、今議会で宗議会選挙制度に関しては、「報告書」に示された方向で改革するについて、被選挙権の拡大に伴う具体的な諸課題の克服の問題、教区・組の選挙制度に関する論議の必要性、さらにそれらと密接に関連する「門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして」、「男女両性で形づくる教団をめざして」の二つの指針について結論に至っていないという現状を鑑みたとき、選挙制度改革の実現に向けて、さらに現実的かつ具体的課題への取り組みを進めると共に、論議を広めなければならない状況にあると判断するに至りました。

なお、上記の二つの指針につきましては、宗務総合企画検討会議の寺院運営に関する課題別会議、また、女性室において、現在鋭意取り組みを進めているところでありますので、そこでの方向性にある程度の見通しがつき次第、以前から指摘されておりました議員定数、一票格差等の課題を含めた宗議会等の選挙制度の改革に着手してまいりたいと存じます。

このように、宗門における同朋の公議公論のあり方に関しては、宗議会議員の選挙制度の改革のみならず、寺院・教会、組、教区、本山といったそれぞれの場がどうあるべきか、そしてそれを構成する僧侶・門徒の責務がどうあるべきか、あらためて確認をいたすべき時期にあると痛感するものであります。

よって、現内局としては、宗祖御遠忌に向けた宗門のあるべきあり方と前述の両堂等御修復基本構想の全宗門への周知に併せて、男女共同参画や宗門における選挙制度のあり方について、宗門全体において課題を共有することを目的として、新年度早々「内局巡回」を実施いたし、直接、宗門世論の動向を見定め、更に宗務総合企画検討会議と女性室の取り組みの結論を踏まえて、それぞれの整合性を保った改革を断行してまいる決意であります。

「仄(ほの)あかりの息ぶき」

田畑を耕して老いた人たちの話を聞くのは楽しい。トラクターや除草剤が出る以前、汗水たらして作物をつくった人たちだから、苦労話を語らせたら、みごとな語り部だ。しかしそれだけではない。こんな話もしてくれる。

「稲につく虫に、泥負(どろお)い虫というのがいてな、稲の葉をなめるように食って、あっという間に葉っぱを網にして、おれの白髪(しらが)頭みたいにするんだよ。大した勢いがいいもんだと思ってよく見ると、なんとなんと、ごま粒二つぶん位のめんこい虫っこが、泥コ、ぺろんとかぶって、“おれは泥コだ。泥コがはねたので、おれは虫ではない”って知らんぷりして丸(まるこ)くなっている。“なぁに、お前(め)、泥コに化(ば)けたって、ちゃんとわかるぞ”なんて語りかけながら、田の草取りをしたもんだよ」

泥負(どろお)い虫なる害虫にそそがれた眼差しのやさしさ。このやさしさはどこから来るのだろう。

そういえば、こんな話も聞いた。

「昔から、種は三つまいて、一つは人が食うべし、一つは虫っこさ食(か)せるべし、あと一つは鳥っこさ食(か)せろと言ったもんだよ」

人間ばかりが独り占めしないで、虫や野鳥にもわけてやれといっているのだ。これは種をまくのは人であろうと、育て上げるのは土や太陽や水、つまりは虫や鳥も含めた自然だという思いからなのだろう。育て上げてくれるものに、お返しをするのは当然なのだ。この自然への感謝の思いが、あのやさしさのもとなのではないだろうか。そして、これこそが農の心ではないかと思ってしまう。

人間だけが、なにもかも独り占めして行き詰った世に、風土の語り部となったこの人たちの言葉は、一つの示唆を与えてくれるのではないか。そんな思いにかられて聞き書きを続けているが、それにしても急がれてならない。みんな高齢者の方々ばかりだからである。

石川純子さん

岩手県在住
著書「けものたちはふるさとをめざす―孕み・出産の記録」「垂乳根の里だより」岩手文庫／「両の乳房を目にして―高群逸枝ノート」青磁社／「潜水艦伊16号通信兵の日記」編集 草思社／「名生家三代米作りの技と心」聞書　草思社

※石川さんには、今回と次号の２回ご執筆をいただきます。

ゆらぎ

本の紹介

♪『風の旅人』
「何が不自由でどちらが自由か」

原作監修　牧口一二
作　画　新谷知子
発　行　三重県人権センター
（※問い合わせは女性室まで）

「他者に迷惑をかけるな」は人間社会のほぼ疑いのない共通のルールです。けれど障害者の場合は絶対にかけてはならない迷惑、かけたくない迷惑、許される迷惑、かけた方がいい【かも】迷惑、…を考えながら生きています。「自立」についても、他者の力を借りると世間では自立では不可能なことも可能になり、どれだけ世界がひろがるか測り知れません。この考え方に共感する若者が増え、スケールのある、ゆったりとした人生を歩んでくれますように。

（原作者のメッセージより）

♪『午後咲く花 すてきに、不適に』

樋口恵子著
発　行　文化出版局
本体価格　1,200円

21世紀は女性の世紀といわれている。65歳以上の女性が人口に占める比率が完全に倍増し、全人口の２割にも達する。その日はおよそ2050年。この時日本の65歳以上の女性を「おばさん」と呼ばせてもらうなら21世紀を決定するのは、おばさんの生き方。今50代40代を中心に新「おばさんの世紀」を開くべく、人生の午後に種を蒔き、花咲き実る日を待ちましょう。

『あいあう』バックナンバー

※個人の学習用、研修会用等にご活用ください。ご連絡くだされば、送付します。

第１号　寺院教会条例施行に関する臨時措置条例をめぐって
　　［資料］寺院教会条例新旧規則対照表
第２号　《特集》私にとって坊守とは　―そこから問われるもの―
第３号　《特集》第1回女性会議（1998.7.29～7.31）レポート
　　［資料］「女性教化」略年表・寺院教会条例の改正事項
第４号　《特集》座談会坊守制度　―課題と展望―
第５号　《特集》男女両性による同朋教団の創造
第６号　《特集》男女共同参画社会基本法に学ぶ「男女」「共同」「参画」って？
　　［資料］男女共同参画社会基本法（抜粋）
　　男女平等をめぐる世界の動き・日本の動き
第７号　《特集》第３回「女性会議」（2000.2.24～25）報告
第８号　《特集》第４回「女性会議」（2001.7.13～14）報告
　　［資料］宗務審議会「坊守の規定に関する委員会」答申（全文）
第９号　《特集》インタビュー「わかりあうために」―仙台教区の取り組み―

女性室　活動日誌

【女性室会議】

4月20日　第79回女性室会議
5月1日　第80回女性室会議
5月31日　第81回女性室会議
6月15日　第82回女性室会議

女性問題学習資料集3・4
発刊されます。

内容は2000年度女性室公開講座，京都会場（全3回）と久留米会場の講義録です。近日中に発刊予定です。（いずれも無償）『あいあう』のバックナンバーと共に学習会等にぜひご活用ください。ご希望の方は女性室までご連絡ください。

予告 11月22日　真宗本廟視聴覚ホールにて永田萠さんをお迎えして公開講座を開催する予定です。

※『あいあう』の誌面について、ご意見・ご提案等をどうぞ女性室までお届けください。お待ちしております。

【公開講座】

京　都　3月29日　第3回女性室公開講座
於：大谷婦人会館

久留米　4月26日　女性室公開講座
於：久留米教務所

【女性会議】

5月11日～12日　第5回女性会議

【スタッフ派遣】

4月12日
日豊教区「女性室との交流学習会」出講
5月14日
岡崎教区第7組坊守問題学習会へ出講
5月26日から2月2日まで
京都府女性総合センター主催「平成13年度女性問題アドバイザー養成講座」受講
6月18日
北海道教区 道南地区教化委員会主催「女性室」セミナーへの出講

＊　編集後記　＊

坊守の問題を問う論議をきっかけに、少しずつ各教区に女性の問題を考える委員会が誕生しています。

女性・男性共に、その足元を問う問題という重たさを意識しながら、少しずつ少しずつあきらめずに担い続けていきたいと思います。　（見）

◇女性室広報誌 あいあう 第10号◇

発　行　2001年7月10日
発行人　木越　樹
発行所　真宗大谷派宗務所　組織部女性室
〒600-8505　京都市下京区烏丸通七条上ル　Tel.075-371-9187
Fax.075-371-9194

表紙絵・カット　加藤　伝（KATO TSUTAU）